

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第2号

新潟市事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市事務専決規程（平成19年新潟市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第Ⅰ類機関の項中「東京事務所」の次に「，児童相談所」を加え，「，技術管理センター，地域土木事務所，地域下水道事務所」及び「，生涯学習センター，中央図書館」を削り，同表第Ⅱ類機関の項中「，文化財センター」，「，児童相談所」及び「，食育・花育センター」を削り，「GISセンター」の次に「，地域土木事務所，地域下水道事務所」を加え，「中央公民館」を「生涯学習センター，中央公民館，中央図書館」に改め，同表第Ⅲ類機関の項中「パスポートセンター」の次に「，文化財センター」を，「動物愛護センター」の次に「，下水道分室」を加え，同表第Ⅳ類機関の項中「，東処理センター」を削り，「保育園」の次に「，認定こども園」を加え，同表課等の長の項中「，監査委員事務局及び生涯学習センターの次長」を「及び監査委員事務局の次長」に改め，「新潟市美術館の副館長」の次に「，身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所の副所長」を加える。

別表第1（2）の表備考に次のように加える。

7 この表中「課等の職員」には，課等の長を置く機関の職員を含む。

別表第1（3）の表2の項第1号中「を除く」を「に限る」に改める。

別表第2（1）都市政策部，建築部，土木部及び下水道部の共通事項の表中「，地域土木事務所長，地域下水道事務所長」を削り，別表第2（1）廃棄物施設課，商業振興課，企業立地課，雇用政策課，農林水産部各課，都市政策部各課，建築部各課，土木部各課，下水道部各課，総務部総務課，用地対策課，新潟駅周辺整備事務所，地域土木事務所，地域下水道事務所，下水道管理センター，各区役所の産業振興課（西区役所にあつては農政

商工課，西蒲区役所にあつては産業観光課），各区役所の建設課及び各区役所の総務課の共通事項の表中「各区役所の総務課」を「各区役所の地域総務課（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては，総務課）」に改め，同表１の項第２号中「１，０００万円未満」の次に「（地域下水道事務所長を除く。）」を加え，別表第２（１）廃棄物施設課，農村整備課，水産林務課，公共建築第１課，公共建築第２課，新潟駅周辺整備事務所，地域土木事務所，地域下水道事務所，下水道管理センター，各区役所の産業振興課（西区役所にあつては農政商工課，西蒲区役所にあつては産業観光課）及び各区役所の建設課の共通事項の表中「農村整備課，水産林務課」を「農村整備・水産課」に改め，別表第２（５）歴史文化課の表中２の項を削り，３の項を２の項とし，４の項を３の項とし，５の項を４の項とし，別表第２（１１）の表に次の１表を加える。

工事検査課			
項目	副市長	部長	課長
１ 工事の検査をすること。			当初設計金額が２５０万円を超えるもの（他に定めのあるものを除く。）
２ 工事に係る設計，測量，製造，試験及び調査の検査をすること。			当初設計金額５００万円以上

別表第２（１３）道路計画課の表１の項中「地域土木事務所建設課」を「地域土木事務所」に改め，別表第２（１３）公園水辺課の表１の項を次のように改める。

1 公園の区域を変更すること。		重要なもの	軽易なもの
-----------------	--	-------	-------

別表第2(13)公園水辺課の表2の項中「地域土木事務所建設課」を「地域土木事務所」に改め、同表3の項第1号を次のように改める。

(1) 保存樹又は保存樹林（以下「保存樹等」という。）の指定をし、又はその指定を解除すること。		○	
---	--	---	--

別表第2(15)行政経営課の表に次のように加える。

4 法務に関する事項			
(1) 弁護士等に法律相談をすること。			○
(2) 市例規集の編集及び内容補正をすること。			○

別表第2(15)法制課の表を削り、別表第2(15)IT推進課の表中「IT推進課」を「ICT政策課」に、「IT施策」を「ICT施策」に、「IT研修室」を「ICT研修室」に改め、別表第2(15)職員課の表3の項第1号を次のように改める。

(1) 職員を昇給昇格させること。		○	
-------------------	--	---	--

別表第2(15)職員課の表3の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

(2) 職員の勤勉手当の成績率を決定すること。		○	
-------------------------	--	---	--

別表第2(19)東処理センターの表を削り、別表第2(20)身体障がい者更生相談所の表及び知的障がい者更生相談所の表を次のように改める。

身体障がい者更生相談所				
項目	副市長	部長	所長	副所長
1 身体障がい者の専門的な相談及び指導に				○

<p>関する事務を処理すること。</p> <p>2 身体障がい者の医学的判定，心理学的判定及び職能的判定に関する事務を処理すること。</p> <p>3 身体障害者手帳の判定に関する事務を処理すること。</p> <p>4 自立支援医療（更生医療に限る。）の判定に関する事務を処理すること。</p> <p>5 補装具の処方及び適合判定に関する事務を処理すること。</p> <p>6 その他更生相談所の管理運営に関する事務を処理すること。</p>				○
--	--	--	--	---

知的障がい者更生相談所				
項目	副市長	部長	所長	副所長
1 知的障がい者の専門的な相談及び指導に関する事務を処理すること。				○
2 知的障がい者の医学的判定，心理学的判定及び職能的判定に関する事務を処理すること。				○
3 療育手帳の判定に関する事務を処理すること。				○
4 その他更生相談所の管理運営に関する事務を処理すること。				○

別表第2（22）保健所の表に次のように加える。

<p>4 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に関する事項</p> <p>(1) 特定医療費の支給に関すること。</p> <p>(2) 指定医療機関の指定に関すること。</p> <p>(3) 療養生活環境整備事業に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、難病の患者に対する医療等に関する事務を処理すること。</p>		重要なもの	○ ○ ○ ○	軽易なもの
---	--	-------	------------------	-------

別表第2（24）の表を次のように改める。

（24） 土木部に属する機関

地域土木事務所				
項目	副市長	部長	所長	
1 工事材料（公給するものを除く。）を購入すること。			100万円未満	
2 職員の勤務割当てをすること。			○	
3 道路法（以下この項において「法」という。）に関する事項				
(1) 法第31条第1項の規定により道路と鉄道との交差に関して鉄道事業者等と協議すること。		○		
(2) 法第45条第1項の規定により道路標識又は区画線の設置を決定すること			○	

<p>。</p> <p>(3) 法第95条の2の規定により公安委員会の意見を聴くこと。</p> <p>4 道路交通法第80条の規定により所轄警察署長に協議をすること。</p>		重要なもの	軽易なもの
			○

別表第2(25)の表を削る。

別表第2(26)地域下水道事務所の表を次のように改める。

地域下水道事務所			
項目	副市長	部長	所長
<p>1 下水道事業受益者負担金，下水道事業受益者分担金及び公設浄化槽分担金（以下この項において「負担金等」という。）に関する事項</p> <p>(1) 職権で受益者等を決定すること。</p> <p>(2) 実測その他の方法により地積を定めること。</p> <p>(3) 負担金等の徴収猶予を決定すること。</p> <p>(4) 負担金等の徴収猶予期間を延長すること。</p> <p>(5) 負担金等の徴収猶予を取り消し，その徴収猶予に係る負担金等を一時に徴収すること。</p> <p>(6) 負担金等を減免すること。</p>			<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>減免基準の</p>

	明確でないもの	明確なもの
<p>2 下水道使用料（以下この項において「使用料」という。）に関する事項</p> <p>(1) 使用料の概算額を前納させること。</p> <p>(2) 共同して水道の給水装置を使用していることを認定すること。</p> <p>(3) 製氷業等の汚水排除量を認定すること。</p> <p>(4) 汚水の排除量の認定をするため適当な場所に汚水の排除量を計測するための装置（以下この項において「装置」という。）を取り付けること。</p> <p>(5) 装置を故意又は過失により損傷し、又は亡失したと認定すること。</p> <p>(6) 使用料を算出するために必要な限度において使用者から資料の提出を求めること。</p> <p>(7) 使用料の減免をすること。</p>		<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>
<p>3 排水設備等に関する事項</p> <p>(1) 排水設備等の計画の確認をすること。</p> <p>(2) 下水道法その他関係法令に違反して排水設備等の新設等を行っている者に</p>		<p>○</p> <p>○</p>

対して工事の中止を命じ、関係書類を提出させること。

(3) 排水設備等の工事の検査を行い、検査済証を交付すること。

(4) 排水設備を私有地外に設けることを許可すること。

(5) 排水管及び排水渠きょの勾配を指示すること。

(6) 水洗便所の主要構造部分に使用する材料の品質並びに水洗便所の構造及び設置方法について指示すること。

(7) 排水設備設置資金融資の対象者を決定すること。

4 排水設備工事助成金きょに関する事項

5 公設浄化槽に関する事項

(1) 公設浄化槽の設置を決定すること。

(2) 公設浄化槽の規模の変更及び撤去を承認すること。

(3) 公設浄化槽の移動を承認すること。

(4) 浄化槽の帰属を決定すること。

(5) 公設浄化槽使用料の減免をすること。

(6) 排水設備等に関すること。

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

<p>(7) 公設浄化槽及び附属施設の修理を すること。</p>			<p>500万円 未滿</p>
<p>(8) 公設浄化槽を故意又は過失により 損傷し、又は滅失したと認定すること。</p>			<p>○</p>
<p>(9) 使用者等から必要な事項の報告及 び資料の提出を求めること。</p>			<p>○</p>
<p>(10) 立入検査を実施すること。</p>			<p>○</p>
<p>6 下水道の使用に関する事項</p>			
<p>(1) 下水道法（以下この項において「 法」という。）第12条の5の規定によ り特定施設の構造若しくは使用の方法若 しくは特定施設から排出される汚水の処 理の方法に関する計画の変更又は特定施 設の設置計画の廃止を命ずること。</p>		<p>○</p>	
<p>(2) 法第12条の10の規定により特 定施設に係る届出事項及び計画変更命令 の内容を流域下水道の管理者に通知する こと。</p>			<p>○</p>
<p>(3) 法第25条の16第1項の規定に より流域下水道の管理者の要請により原 因を調査し、その結果を報告すること。</p>			<p>○</p>
<p>(4) 法第37条の2の規定により特定 施設の構造若しくは使用の方法若しくは 特定施設から排出される汚水の処理の方 法の改善を命じ、又は特定施設の使用若</p>		<p>○</p>	

しくは下水道への下水の排水の停止を命
ずること。

(5) 法第38条第1項から第3項まで
の規定により許可若しくは承認を取り消
し、若しくはその条件を変更し、行為若
しくは工事の中止、変更その他の必要な
措置を命じ、又は当該措置を自ら行うこ
と。

(6) 法第38条第6項の規定により補
償の原因を生じさせた者に補償金を負担
させること。

(7) 法第39条の2の規定により下水
を排除する事業場等の状況、除害施設又
はその排除する下水の水質に関し報告を
徴収すること。

(8) 新潟市下水道条例（平成7年新潟
市条例第32号。以下この項及び次項に
おいて「条例」という。）第15条の規
定により除害施設に係る報告を徴収する
こと。

(9) 条例第16条の規定により下水道
への排除を停止させ、又は制限すること
。

7 条例第25条の規定により排水設備又は
除害施設の構造又は使用方法の変更を命ず

○

○

○

○

○

○

ること。			
8 下水道施設の寄附又は贈与（負担付寄附及び負担付贈与を除く。）を受けること。	2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満
9 私設排水路等整備助成金に関する事務を処理すること。			○
10 工事の施行の決定をすること。		3,000万円以上	3,000万円未満

別表第2（26）の表に次の1表を加える。

下水道分室				
項目	副市長	部長	所長	室長
工事の請負に関する事項				
（1） 施行の決定をすること。		3,000万円以上	250万円以上3,000万円未満	250万円未満
（2） 経費の執行をすること。		3,000万円以上	250万円以上3,000万円未満	250万円未満
（3） 契約の締結をすること。			250万円以下	100万円以下

別表第2（26）の表を別表第2（25）の表とし、別表第2（27）の表を別表第2（26）の表とし、別表第2（28）の表を別表第2（27）の表とする。

別表第2（29）地域課の表中5の項及び6の項を削り、7の項を5の項とし、8の項から10の項までを2項ずつ繰り上げ、同表の前に次の1表を加える。

地域総務課			
項目	副市長	区長	課長
1 区役所で発行する広報紙に関する事。			○
2 前項に規定するもののほか区役所の広報に関する事。		重要なもの	軽易なもの
3 陳情、請願、要望等の状況を把握し、整理する事。		○	
4 市民相談及びその処置に関する事務を処理する事。		○	
5 地域コミュニティの推進に関する事務を処理する事。			○
6 自治会その他の住民組織に関する事務を処理する事。			○
7 地縁による団体（以下この項において「団体」という。）の認可に関する事項			
（1） 地方自治法第260条の2第1項の規定により団体を認可する事。		○	
（2） 地方自治法第260条の2第14項の規定により団体の認可を取り消すこと。		○	
（3） その他団体の認可に関する事務を処理する事。			○

8 統計調査に関する事項			
(1) 基幹統計調査の実施に関する事務を処理すること。			○
(2) 基幹統計調査以外の統計調査の実施に関する事務を処理すること。			○
(3) 統計調査員を公募すること。			○
9 任免及び給与等に関する事項			
(1) 短期雇用の臨時職員の任免及び手当を認定すること。			○
(2) 執行機関である委員及び委員会の委員並びに附属機関の委員以外の非常勤職員を任免すること。	重要なもの	軽易なもの	
10 研修に関する事項			
(1) 職員の研修計画を決定すること（民間企業等への派遣に限る。）。		○	
(2) 研修の課程，内容及び実施方法について承認すること（民間企業等への派遣に限る。）。		○	
(3) 職員の派遣研修の命令をすること（民間企業等への派遣に限る。）。		○	
11 区役所庁舎の内線電話に関すること。			
(1) 電話の加入並びに機器の賃借及び購入			○
(2) 電話の設置，移転，修理等の工事に係る経費の執行	6,000万円以上	3,000万円以上6万円未満	3,000万円未満

		, 000万 円未満	
1 2 貸出車に関する事項			
(1) 貸出車の管理をし、並びにその運行及び配車計画の決定をすること。			○
(2) 貸出車の整備を行うこと。			○
(3) タクシーの借上を使用をすること。			○
1 3 電話料, 水道料, ガス料及び下水道使用料の支出命令をすること。			○
1 4 工事の請負に関する事項			
(1) 請負契約を締結すること(別に定めのあるものを除く。)	3, 000 万円以上5 , 000万 円未満	3, 000 万円未満	
(2) 予定価格及び最低制限価格を決定すること。	3, 000 万円以上5 , 000万 円未満	3, 000 万円未満	
(3) 変更契約を締結すること。	2, 000 万円以上5 , 000万 円未満	2, 000 万円未満	
(4) 入札保証金及び契約保証金を免除すること。			○
(5) 工期又は履行期間の延長に関する			

こと。		
ア 工期又は履行期間の延長を承認し、及びこれを通知すること。		5,000 万円未満
イ 工期又は履行期間の延長に伴う違約金の徴収又は不徴収を決定すること。		5,000 万円未満
(6) 契約解除に関すること。		
ア 契約解除を決定し、及びこれを通知すること。		5,000 万円未満
イ 契約解除に伴う違約金の徴収又は不徴収を決定すること。		5,000 万円未満
(7) 債権譲渡に関すること。		
ア 債権譲渡承認の申請を受理すること。		○
イ 債権譲渡を承認し、及びこれを通知すること。		○
(8) 入札執行の場所又は日時を決定し、又は変更し、及び入札執行を中止すること。		○
(9) 契約の締結期日を延期すること。		○
(10) 火災保険契約等の協議を承認すること。		○
15 工事に係る設計、測量、製造、試験及び調査の請負に関する事項		
(1) 請負契約を締結すること（別定めのあるものを除く。）。		1,000 万円未満

<p>(2) 予定価格を決定すること。</p>			<p>1, 0 0 0 万円未満</p>
<p>(3) 変更契約を締結すること。</p>			<p>1, 0 0 0 万円未満</p>
<p>(4) 入札保証金及び契約保証金を免除すること。</p>			<p>○</p>
<p>(5) 工期又は履行期間の延長に関する こと。 ア 工期又は履行期間の延長を承認し、 及びこれを通知すること。 イ 工期又は履行期間の延長に伴う違約 金の徴収又は不徴収を決定すること。</p>			<p>1, 0 0 0 万円未満 1, 0 0 0 万円未満</p>
<p>(6) 契約解除に関すること。 ア 契約解除を決定し、及びこれを通知 すること。 イ 契約解除に伴う違約金の徴収又は不 徴収を決定すること。</p>			<p>1, 0 0 0 万円未満 1, 0 0 0 万円未満</p>
<p>(7) 債権譲渡に関すること。 ア 債権譲渡承認の申請を受理すること 。 イ 債権譲渡を承認し、及びこれを通知 すること。</p>			<p>○ ○</p>
<p>(8) 入札執行の場所又は日時を決定し 、又は変更し、及び入札執行を中止する こと。</p>			<p>○</p>

(9) 契約の締結期日を延期すること。	○
(10) 火災保険契約等の協議を承認すること。	○
16 工事材料（公給するものに限る。第1号において同じ。）の購入に関する事項	
(1) 工事材料の購入契約を締結すること。	1,000 万円未満
(2) 予定価格を決定すること。	1,000 万円未満
(3) 変更契約を締結すること。	1,000 万円未満
(4) 入札保証金及び契約保証金を免除すること。	○
(5) 納期延長に関すること。	
ア 納期延長の申請を受理すること。	○
イ 納期延長を承認し、及びこれを通知すること。	1,000 万円未満
ウ 納期延長の承認に伴う違約金の徴収又は不徴収を決定すること。	1,000 万円未満
(6) 契約解除に関すること。	
ア 契約解除を決定し、及びこれを通知すること。	1,000 万円未満
イ 契約解除に伴う違約金の徴収又は不徴収を決定すること。	1,000 万円未満
(7) 債権譲渡に関すること。	

<p>ア 債権譲渡承認の申請を受理すること。</p>			○
<p>イ 債権譲渡を承認し、及びこれを通知すること。</p>			○
<p>(8) 入札執行の場所及び日時を決定し、及び変更し、並びに入札執行を中止すること。</p>			○
<p>(9) 契約の締結期日を延期すること。</p>			○
<p>1.7 物品及び公有財産に関する事項</p>			
<p>(1) 物品並びに公有財産である機械器具及び船舶の購入、製造請負及び修理の契約を締結すること（別に定めのあるものを除く。）。</p>			1,000 万円未満
<p>(2) 予定価格を決定すること。</p>			1,000 万円未満
<p>(3) 変更契約を締結すること。</p>			1,000 万円未満
<p>(4) 入札保証金及び契約保証金を免除すること。</p>			○
<p>(5) 納期延長に関すること。</p>			
<p>ア 納期延長の申請を受理すること。</p>			○
<p>イ 納期延長を承認し、及びこれを通知すること。</p>			1,000 万円未満
<p>ウ 納期延長の承認に伴う違約金の徴収又は不徴収を決定すること。</p>			1,000 万円未満

<p>(6) 契約解除に関すること。</p>			
<p>ア 契約解除を決定し、及びこれを通知すること。</p>			<p>1,000 万円未満</p>
<p>イ 契約解除に伴う違約金の徴収又は不徴収を決定すること。</p>			<p>1,000 万円未満</p>
<p>(7) 債権譲渡に関すること。</p>			
<p>ア 債権譲渡承認の申請を受理すること。</p>			<p>○</p>
<p>イ 債権譲渡を承認し、及びこれを通知すること。</p>			<p>○</p>
<p>(8) 入札執行の場所及び日時を決定し、及び変更し、並びに入札執行を中止すること。</p>			<p>○</p>
<p>(9) 契約の締結期日を延期すること。</p>			<p>○</p>
<p>(10) 用品の価格を決定すること。</p>			<p>○</p>
<p>18 防災に関すること。</p>	<p>重要なもの</p>		<p>軽易なもの</p>
<p>19 防犯に関すること（北区役所及び江南区役所を除く。）。</p>	<p>重要なもの</p>		<p>軽易なもの</p>
<p>20 交通安全に関すること（北区役所及び江南区役所を除く。）。</p>	<p>重要なもの</p>		<p>軽易なもの</p>
<p>21 漂流物等に関する事項（江南区役所を除く。）</p>			
<p>(1) 漂流物及び沈物品（以下「漂流物等」という。）の引渡しを受け、及びこれを保管すること。</p>			<p>○</p>

<p>(2) 漂流物等の公売をすること。</p> <p>(3) 漂流物等の引渡し，費用の徴収，報酬の支払いその他の事務を処理すること。</p>		○	
<p>2 2 大字等の所有財産に関する事務を処理すること。</p>		重要なもの	○ 軽易なもの

別表第2(29) 窓口サービス課の表中7の項を19の項とし，6の項を18の項とし，5の項を9の項とし，同項の次に次のように加える。

<p>1 0 後期高齢者医療制度の資格に関する事項</p>			
<p>(1) 後期高齢者医療保険被保険者の資格に関する事務を処理すること。</p>			○
<p>(2) 後期高齢者医療被保険者証に関する事務を処理すること。</p>			○
<p>1 1 後期高齢者医療保険料に関し，被保険者又は世帯主等に対し，文書の提出等を命じ，又は職員をして質問させること。</p>			○
<p>1 2 後期高齢者医療制度に係る書類の受理及びその書類に係る通知書，証書等を交付すること。</p>			○
<p>1 3 新潟市老人医療費助成規則に基づく老人医療費の助成に関する事項</p>			○
<p>1 4 介護保険料（普通徴収によるものに限る。）を減免すること。</p>			○

1 5 環境保全に関する一般的事項			
(1) 公害苦情に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの
(2) 大気の汚染、公共用水域の汚濁及び騒音、振動等の状況を測定し、公表すること。		重要なもの	軽易なもの
1 6 一般廃棄物に関する事項			
(1) 清掃手数料の収納事務委託に関する事務を処理すること。			○
(2) その他一般廃棄物の適正処理に関する事務を処理すること。			○
1 7 動物の愛護及び管理に関する事項			
(1) 動物の愛護及び管理に関する法律 (以下この項において「法」という。) 第35条第1項又は第2項の規定による 犬又は猫の引取りをすること。			○
(2) 法第36条第2項の規定による負傷動物の引取りをすること。			○

別表第2(29)窓口サービス課の表中4の項を8の項とし、3の項を7の項とし、2の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 国民年金に係る届出書等を受け付け、日本年金機構に報告すること。			○
-----------------------------------	--	--	---

別表第2(29)窓口サービス課の表1の項中「住民異動届に伴う」を削り、同項を同表2の項とし、同項の次に次のように加える。

3 国民健康保険料(以下この項において「			
----------------------	--	--	--

<p>保険料」という。)に関する事項</p>			
<p>(1) 保険料を減免すること(減免基準の明確なものに限る。)</p>			○
<p>(2) 保険料の徴収を地方公共団体に嘱託し、又は他の地方公共団体から保険料の徴収の嘱託を受けること。</p>			○
<p>4 国民健康保険の給付その他に関する事項</p>			
<p>(1) 療養費, 高額療養費, 出産育児一時金, 葬祭費等を支払うこと。</p>			○
<p>(2) 保険給付を受けるべき被保険者に対し, 文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ, 又は職員をして質問若しくは診断をさせること。</p>			○
<p>(3) 世帯主等に対し, 文書の提出等を命じ, 又は職員をして質問させること。</p>			○

別表第2(29)窓口サービス課の表に1の項として次のように加える。

<p>1 住居表示に関する事項</p>			
<p>(1) 街区の区域を新たに画し, 若しくは廃止し, 又は街区の区域若しくは街区符号を変更するために必要な措置をすること。</p>		○	
<p>(2) 新潟市住居表示に関する条例(昭和42年新潟市条例第35号)第3条の規定により住居番号を付け, 変更し, 又は廃止するための必要な措置をすること</p>			○

別表第2(29)区民生活課の表1の項第2号中「(昭和42年新潟市条例第35号)」を削り、同表2の項中「(中央区役所にあつては、住民異動届に伴うものを除く。)」を削り、同表5の項及び7の項の項中「(中央区役所を除く。)」を削り、同表8の項を削り、同表9の項第2号中「(中央区役所を除く。)」を削り、同項を同表8の項とし、同表10の項を同表9の項とし、同表11の項中「(中央区役所を除く。)」を削り、同項を同表10の項とし、同表中12の項から18の項までを1項ずつ繰り上げ、同表19の項第1号中「動物の愛護及び管理に関する法律」の次に「(以下この項において「法」という。)」を加え、「ねこ」を「猫」に改め、同項を同表18の項とし、同表に次のように加える。

19 防犯に関する事(北区役所及び江南区役所に限る。)		重要なもの	軽易なもの
20 交通安全に関する事(北区役所及び江南区役所に限る。)		重要なもの	軽易なもの

別表第2(29)健康福祉課の表1の項第5号中「第1項」の次に「及び第2項」を加え、「保育所」を「保育園及び認定こども園」に改め、同項第6号を削り、同表2の項中「保育園の負担金及び使用料を減免する」を「新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則(平成27年新潟市規則第53号)の規定による利用者負担に関する事務を行う」に改め、同表5の項中「保育園」を「保育園及び認定こども園」に改め、別表第2(29)建設課の表中20の項を21の項とし、19の項の次に次のように加える。

20 漂流物等に関する事項(江南区役所に限る。) (1) 漂流物等の引渡しを受け、及びこれを保管すること。			○
--	--	--	---

(2) 漂流物等の公売をすること。		○	
(3) 漂流物等の引渡し，費用の徴収，報酬の支払いその他の事務を処理すること。			○

別表第2(29)総務課の表13の項第1号中「漂流物及び沈物品(以下「漂流物等」という。)」を「漂流物等」に改め、別表第2(29)の表を別表第2(28)の表とし、別表第2(30)北区郷土博物館の表の次に次の1表を加える。

万代市民会館				
項目	副市長	区長	課長	館長
1 万代市民会館の事業計画を決定し，これを実施すること。			重要なもの	軽易なもの
2 万代市民会館の施設，設備，備品等の利用に関する事務を処理すること。				○
3 万代市民会館を臨時に開館し，又は休館すること。			○	
4 万代市民会館の開館時間を臨時に変更すること。			○	
5 その他万代市民会館の管理運営に関する事務を処理すること。			重要なもの	軽易なもの

別表第2(30)新津地域学園の表の次に次の2表を加える。

西新潟市民会館				
項目	副市長	区長	課長	館長
1 西新潟市民会館の事業計画を決定し，これを実施すること。			重要なもの	軽易なもの

2 西新潟市民会館の施設，設備，備品等の利用に関する事務を処理すること。				○
3 西新潟市民会館を臨時に開館し，又は休館すること。			○	
4 西新潟市民会館の開館時間を臨時に変更すること。			○	
5 その他西新潟市民会館の管理運営に関する事務を処理すること。			重要なもの	軽易なもの

黒崎市民会館				
項目	副市長	区長	課長	館長
1 黒崎市民会館の事業計画を決定し，これを実施すること。			重要なもの	軽易なもの
2 黒崎市民会館の施設，設備，備品等の利用に関する事務を処理すること。				○
3 黒崎市民会館を臨時に開館し，又は休館すること。			○	
4 黒崎市民会館の開館時間を臨時に変更すること。			○	
5 その他黒崎市民会館の管理運営に関する事務を処理すること。			重要なもの	軽易なもの

別表第2（30）保育園の表中「保育園」を「保育園及び認定こども園」に改め，別表第2（30）の表を別表第2（29）の表とする。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。